

加藤清遺稿 藏文和譯『世間施設』(6)

福 田 琢 (編)

編者ノート

本稿は既発表の「加藤清遺稿 藏文和譯『世間施設』(1)」～「同(5)」(『同朋佛教』第34号～第36号および『同朋大学論叢』第84号～第85・86合併号に分載)に続く、同朋学園図書館所蔵、加藤清遺稿ノートの紹介である。筆者がそれを発見してから公表するまでの経緯は、『同朋佛教』第34号(1999年)所載の『世間施設』(1)を参照されたい。

『世間施設』(*Lokaprajñapti*)は、仏教の宇宙論・世界観を詳述したインド文献である。初期インド仏教思想史におけるその重要性は、他文献への引用頻度の高さという一点をもっても容易に伺えるが、サンスクリット原典および漢訳が存在しないことから、これまで内容解明が遅れていた。本資料は唯一の完本であるチベット語訳からの和訳である。今回掲載するのは全九巻・十四章よりなる『世間施設』のうち、第八巻の後半である。

『世間施設』第14章 「地獄」

14-1. 危害となる法／危害とならざる法

まず本章の主題である「地獄」について説いた經典の一節(後述)が引用され、本章の序説とされる。經典は言う。他人に害をなす諸々の行動(業)は「危害となる」惡法であり、そうでないものは「危害

とならない」善法である。そして前者「危害となる」悪法を顕著に積ねた者は、死後、その悪業の報いとして地獄などの悪趣に再生する。

14-2. 八大地獄・十六小地獄

ひき続き同じ経典から、いわゆる「八大地獄」の名を列挙する詩頌が引用される。地獄は我々の生存するこの瞻部州 (Jambūdvipa, インド亜大陸) の地下に、八つの階層をなして存在しており、罪業が重い者ほどより深い地獄に墮ちる。それら地獄には、上から順に、(1) 等活 (Samjiva)、(2) 黒縄 (Kālasūtra)、(3) 衆合 (Samghāta)、(4) 召喚 (Raurava)、(5) 大叫 (Mahāraurava)、(6) 大熱 (Pratāpana)、(7) 炎熱 (Tapana)、(8) 無間もしくは阿鼻 (Avīci) と名づけられている。

14-3. 等活地獄

生前に憎悪の心が強かった者たちは、その心を懷いたまま等活地獄に再生する。手にはそれぞれに武器が生じるので、それを用いて同じ境遇の者同士で殺し合いを行なう。が、一定の時間が過ぎるとみな再びその場によみがえる（「等活」とは再生の意）。そして再び傷つけ殺し合う過程を幾度となく繰り返す。

14-4. 黒縄地獄

肉親や仏、僧に対する憎悪の心を懷いたまま死んだ者は、黒縄地獄に墮ちる。かれらは地獄の極卒によって焼けた鉄の大地に仰向けにされ、燃える鉄の縄や鎖によって束縛され、刃物、斧、鋸などによって身体を切り刻まれる。

14-5. 衆合地獄

畜生道に陥った者たちは死後、衆合地獄に墮ちる。空から降りかかる鉄の網によって絡めとられ、押しつぶされ、極卒たちに捕らえられて鉄の臼、鉄の歯車に投げ入れられ、身体を粉々に挽かれる。逃げまどう者たちは頭上から降りてくる山に押しつぶされ、地割れのなかに挟まれ、森に逃げ込めば炎上する。

以上で第8巻は終了し、八大地獄の残余、すなわち「小叫喚地獄」「大叫喚地獄」「炎熱地獄」「極熱地獄」の五と、それら大地獄それぞれの四方の門外に各四つづつあると伝えられる、いわゆる十六小地獄もしくは副地獄の解説は、続く『世間施設』最終巻（第9巻）に委ねられる。この最終巻の和訳は「加藤清遺稿 藏文和譯『世間施設』(7)」として『同朋佛教』第40号に掲載される予定である。

なお本章の冒頭（14-1、14-2）に經典名を挙げずに引用される經典は、漢訳『雜阿含經』卷47、No. 1244 經〔T. 2, 341a-b〕によく対応する（別訳雜阿含、パーリ相應部には対應經を欠く）。この經典の後半の偈頌（14-2）は、第1偈から第5偈、および第7偈が『俱舍論』世間品にそれぞれ引用されており（Pradhan 1st. ed. p. 163. 11-17; p. 127. 21-22）ここからサンスクリット文が回収される（Cf. 山口益・舟橋一哉『俱舍論の原典解説 世間品』法藏館、1955年、pp. 382-383、p. 130）。またシャマタデーヴァの『俱舍論』所引資料集成『ウパーイカ』チベット訳にも全文引用されており（Cf. 本庄良文『俱舍論所依阿含全表 I』京都、私家版、1984年、Chap. 3 [31] [83]）、本庄良文によって和訳されている（「シャマタデーヴァの伝へる阿含資料——世品(4) [25] — [49] —」『神戸女子大学教育学科研究会（教育諸学研究論文集）』5、1991年、p. 98）。とくにこの偈頌の部分は、他にも様々な阿含、論書などの典籍に並行句を見ることができる。本稿では以上の諸成果を参照しながら、加藤清氏の遺稿に若干の補訂を加えたことをお断りしておく。（編者識）

福 田 琢（編）

藏文和譯『世間施設』(6)

加 藤 清

目 次

第 8 卷

第 14 章 地獄

- 14-1. 教証「危害となる法／危害とならざる法」[90b5]／14-2. 教証（承前）
「八大地獄・十六小地獄」[92a2]／14-3. 等活地獄 [92b3]／14-4. 黒縄大地獄
[95b4]／14-5. 衆合地獄 [96b5]／総頌 [100a4]

第 14 章 地 獄

14-1. 教証「危害となる法／危害とならざる法」

Cf. 『雜阿含經』卷 47、No. 1244 經 [T. 2, 341a-b]

[90b5] 「舍衛城にゆかりあり」

[90b5] 「それより世尊は諸比丘に告げたまはく “比丘等よ、危害 (apakāra) となると危害とならざるとの法を説く、以て此を聴きて實に正しく意に留むべし。我は説かん”」

[90b6] 「危害となる諸法とは云何。或る丈夫、若しくは婦人ありて不貞と罪法なる身の罪行 (duścarita) を持し、語の罪行を持し、意の罪行を持せり。時に病疾を得て苦惱し、甚だ激烈なる病に罹りて床に止住し、或は小床に止住し、或は地に止住し、或は横臥す。苦し

く烈しく酷く辛く不快なること命を断つ〔が如き〕身受の継起の為に、彼は以前の身罪行、或は語罪行、或は意罪行の生起せしその時ことを縁じ（āvñlamb）、大いに縁じ、明らかに縁ず。譬へば昼時に諸大山、或は諸山頂の蔭影が下方に落ち、大いに落ち、明らかに落ちるその如く、彼は以前の身罪業、或は語罪業、或は意罪業なるもの生起せんとせしその時そのことを縁じ、大いに縁じ、明らかに縁するなり」

[91a4] 「彼は“嗚呼、我が罪〔悪〕は即ち身と語と意とを以て為さるなり。悲哉、我が福徳は即ち身と語と意とを以て為さざるなり。諸の悪を為し、諸の粗暴を為し、諸の有害なることを為し、諸の福徳を為さず、諸の善を為さず、諸の恐懼の保護を為さざる所の〔果報なる惡〕趣に、来世は趣くなり”と斯く思惟して後悔するなり」

[91a7] 「比丘等よ、後悔するが如き死は善ならず、行は善ならず、来世は善ならざるなり。彼は身の罪業を為し、語と意との罪業を為し、その因とその縁とに依りて、身を離れ死せし後には悪趣・悪生・邪見に墮し、諸の地獄に生ずるなり。是が危害となる諸法と云はるるなり」

[91a8] 「危害とならざる法とは云何。或る丈夫、若しくは婦人ありて戒を持し、善法を有する身の善行（sucarita）を持し、語の善行を持し、意の善行を持せり。時に病疾を得て苦惱し、甚だ激烈なる病に罹りて床に止住し、或は小床に止住し、或は地に止住し、或は横臥す。苦しく烈しく酷く辛く不快なること命を断つ〔が如き〕身受の継起の為に、彼は以前の身善行、或は語善行、或は意善行の生起せしその時ことを縁じ、大いに縁じ、明らかに縁ず。譬へば昼時に諸大山、或は諸山頂の蔭影が下方に落ち、大いに落ち、明らかに落ちるその如く、彼は以前の身善業、或は語善業、或は意善業なるもの生起せんとせしその時そのことを縁じ、大いに縁じ、明らかに縁するなり」

[91b6] 「彼は“嗚呼、我が福德は即ち身と語と意とを以て為せり。嗚呼、我が罪〔惡〕は即ち身と語と意とを以て為さざるなり。諸の福德を為し、善なるを為し、諸の恐懼の保護を為し、諸の惡を為さず、諸の粗暴を為さず、諸の有害なることを為さざる所の〔種〕に、来世は趣くなり”と斯く思惟して後悔せざるなり」

[91b8] 「比丘等よ、後悔なくして死すは善なり、行は善なり、来世は善なり。彼は身の行を為し、語と意との善行を為し、その因とその縁とに依りて、身を離れ死せし後には善趣・上種の世間なる諸天に生ずるなり。是が危害とならざる諸法と云はるるなり」

[92a2] 「比丘等よ、危害となり、危害とならざる諸法を説くべし、と我が云ひしはこの説なり」

14-2. 教証（承前）「八大地獄・十六小地獄」

[92a3] 世尊は此の如く告げ、善逝は此の如く説きたまひて、復た師は此の如く説きたまへり——

[92a4] 不正によりて活命せる諸人は、此処に於て危害となることを作し、後の趣には地獄に墮する、そを我より聴くべし（第1偈）

[92a5] 等活と黒縛と衆合と二の叫喚と、更に亦、大阿鼻と炎熱と極熱（第2偈）

[92a5] 此等の八大地獄は逃れ難きことを教示せられたるなり。粗暴なる業を作せし者にて満ち、各々の周囲には十六〔小地獄〕あり（第3偈）

[92a6] 四方と四門を持し、方は等量に区分さる。鉄の城壁を以て普く囲繞され、鉄を以て甚だしく覆はれ（第4偈）

[92a7] 鉄の敷地は非常に灼熱し、燃えて光輝を持するなり。無量百旬に於ても亦・火炎等は蔓延して住す（第5偈）

[92a7] 慳貪なる者の調伏は激烈なり。火炎を持し、近づくは困難にして、彼等は身毛堅立せる形姿を以て畏懼・恐懼・苦惱せしむるなり

(第 6 偲)

- [92a8] 諸の仙人・持律者・苦行者を誹謗せる者は、足を上にし、頭を下にしてその地獄中に墮するなり（第 7 偲）
- [92b1] それ等の鈍根なる者、煮られて乾地に投げ出されたる魚の如し。その如く罪業を犯せし者は昼夜に慟哭す（第 8 偲）
- [92b1] 彼は大叫号を甚だしく発すること標槍（dambhā）に撃たれたる巨象の如し（第 9 偲）
- [92b2] 身の罪業をなし、諸々の語の罪業と意の罪業をなして、諸地獄に生ずるなり」（第 10 偲）

14-3. 等活地獄

Cf. 『大毘婆沙論』卷 37 [T. 27, 194a5-7]；卷 115 [T. 27, 601b15-18]；卷 172 [T. 27, 865c13-16]

- [92b3] 等活（Samjīva）と云はる大地獄は、云何の故にか等活地獄と云はるや。曰はく、等活大地獄に生じ、普く生じ、生起し、普く生起し、到達し、顕現し、転出せる有情あり、彼等有情には、その悪・不善なる業の異熟の為に、銳利にして、甚だ猛烈にして、纖判裁断せる鉄の剣（asi）が掌中に来たるなり。彼等有情は有情を互ひに相ひ見て甚だしき瞋恚心と殺害心とを近持するなり。譬へば獵師が閑静処（阿蘭若）に鹿を見て甚しき瞋恚心と殺害心を近持す、その如くに彼等有情は有情を互ひに相ひ見て甚だしき瞋恚心と殺害心とを近持するなり。彼等は彼等の剣を以て相ひに普く斬り、普く刺し、普く裂き、普く断つなり。普く斬り、普く刺し、普く裂き、普く断ちて、互ひに殺戮し、死せんとする時、一処に集合するなり。時を隔て、等活大地獄中に冷風來たりて吹く、その時また有り、その機また有るなり。斯くして「有情よ、卿等は等活（再生）すべし。有情よ、卿等は等活すべし」と声をまた叫ぶ。その時、彼等有情は再び蘇生するなり。

[93a2] その時また彼等有情には、その悪・不善なる業の異熟の為に、鉄の剣が掌中に来るなり。それより又、彼等有情は有情を互ひに相ひ見て甚だしき瞋恚心と殺害心とを近持するなり。譬へば獵師が閑静処（阿蘭若）に鹿を見て甚しき瞋恚心と殺害心を近持す、その如くに彼等有情は有情を互ひに相ひ見て甚だしき瞋恚心と殺害心とを近持するなり。彼等は彼等の剣を以て互ひに普く斬り、普く刺し、普く裂き、普く断つなり。普く斬り、普く刺し、普く裂き、普く断ちて、互ひに殺戮し、死せんとする時、一処に集合するなり。

[93a6] 更に又、等活大地獄に生じ、普く生じ、生起し、普く生起し、到達し、顯現し、転出せる有情あり、彼等有情には、その悪・不善なる業の異熟の為に、銳利にして、甚だ猛利にして、纖判裁断せる鉄の剣が掌中に来たるなり。彼等有情は又、有情を互ひに相ひ見て、甚だしき瞋恚心と殺害心とを近持すること前の如し。彼等は彼等の小刀（śastra）を以て相ひに普く斬り、普く刺し、普く裂き、普く断つなり。普く斬り、普く刺し、普く裂き、普く断つこと前の如くして、死せんとする時、一処に集合するなり。比丘等よ*、等活大地獄中に冷風來たりて吹く。その時また有り、その機また有るなり。「有情よ、卿等は等活（再生）すべし。有情よ、卿等は等活すべし」と声をまた叫ぶ。その時、彼等有情は再び蘇生するなり。

* 編注：前後に繰り返される同文では「異時に（dus gzhan zhig na）」

となっている箇所が、ここのみ「比丘等よ（dge srong dag）」

[93b3] となっている。

[93b5] その時また彼等有情にはその悪・不善なる業の異熟の為に、銳利にして、甚だ猛利にして、纖判裁断せる鉄の小刀が掌中に来るなり。彼等有情は又、有情を互ひに相ひ見て……乃至……殺害心とを近持するなり。彼等は彼等の剣を以て互ひに普く斬り、普く刺し、普く裂き、普く断つなり。……乃至……死せんとする時、一処に集合するなり。

[93b7] 更に又、等活大地獄に生じ、普く生じ、生起し、普く生起し、到達し、顯現し、転出せる有情あり、彼等有情には、その惡・不善なる業の異熟の為に、鉄の湾刀 (chūrikā) が掌中に來たるなり。彼等有情は又、有情を互ひに相ひ見て、甚だしき瞋恚心と殺害心とを近持すること前の如し。彼等は彼等の湾刀を以て斬り、普く刺し、普く裂き、普く断つなり。普く斬り、普く刺し、普く裂き、普く断つこと前の如くして、互ひに殺戮し、死せんとする時、一処に集合するなり。異時に等活大地獄中に冷風來たりて吹く。その時また有り、その機また有るなり。「有情よ、卿等は等活（再生）すべし。有情よ、卿等は等活すべし」と声をまた叫ぶ。その時、彼等有情は再び蘇生するなり。

[94a5] その時また彼等有情には、鉄の湾刀が掌中に來たりて、互ひに殺戮し、死せんとする時、一処に集合すること、前に廣説せり。

[94a6] 更に又、等活大地獄に生じ……廣説乃至……彼等有情には、その惡・不善なる業の異熟の為に、銳利にして、甚だ猛利にして、織判裁断せる鉄の爪 (nakha) が掌中に來るなり。彼等有情は互ひに相ひ見て、甚だしき瞋恚心と殺害心とを近持すること前の如し。彼等は彼等の爪を以て互ひに劈割し、普く裂割するなり。互ひに劈割し、普く裂割して互ひに殺戮し、死せんとする時、一処に集合するなり。異時に等活大地獄中に冷風來たりて吹く。その時また有り、その機また有るなり……廣説乃至……彼等有情は再び蘇生するなり。

[94b2] その時また彼等有情にはその惡・不善なる業の異熟の為に、銳利にして、甚だ猛利なる剣の刃 (asidhāra) の如き鉄の爪が掌中に來るなり。彼等有情は又、有情を互ひに相ひ見て……前説の如くに……死せんとする時、一処に集合するなり。

[94b4] 更に又、等活大地獄に生じ、と云はるるより、転出せる有情あり、と云はるるまでは〔前の所説の如し〕。彼等有情には、その惡・不善なる業の異熟の為に、銳利にして、甚だ猛利なる剣の刃の如き

鉄の短鎧（śakti）が掌中に来るなり。彼等有情は又、有情を互ひに相ひ見て、甚だしき瞋恚心と殺害心とを近持すること前の如し。彼等は彼等の短鎧を以て互ひに普く突き刺し、確實に突き刺すなり。互ひに殺戮し、死せんとする時、一処に集合するなり。異時に等活大地獄中に冷風来たりて吹く。その時また有り、その機また有るなり。それより、彼等有情は再び蘇生するなり、と云はるるまでは〔前に〕廣説せり。

[94b8] その時また彼等有情には、その悪・不善なる業の異熟の為に、鉄の短鎧が掌中に来るなり、と云はるるより、死せんとする時、一処に集合するなり、と云はるるまでは〔前に〕廣説せり。

[95a1] 更に又、等活大地獄に生じ、と云はるるより、転出せる有情あり、と云はるるまでは前の所説の如し。彼等有情には、その悪・不善なる業の異熟の為に鉄の鎧（mudgara）が掌中に来るなり。彼等有情は又、有情を互ひに相ひ見て、甚だしき瞋恚心と殺害心とを近持するなり。譬へば……前の如くにして前の如くなり…彼等は彼等の鎧を以て互ひに打碎き、擊破し、普くよく打碎くなり。打碎き、擊破し、普くよく打碎きて互ひに殺戮し、死せんとする時、一処に集合するなり。異時に等活大地獄中に冷風来たりて吹く。その時また有り、その機また有るなり。「有情よ、卿等は等活（再生）すべし。有情よ、卿等は等活すべし」と声をまた叫ぶ。その時、彼等有情は再び蘇生するなり。

[95a7] その時また彼等有情には、その悪・不善なる業の異熟の為に、鉄の鎧が掌中に来るなり。彼等有情は又、有情を互ひに相ひ見て、と云はるるより、死せんとする時、一処に集合するなり、と云はるるまでは前の如し。

[95a8] 輪（cakra）、一頭杵（kanapa, kanaya）、標槍（dambhā, dābhā）、弓（dhanu）等の諸兵器も亦、此の如く説かるるなり。それらの抗し難きことと、それ等の花と、それ等の果と、それ等の伝播するこ

とを以ての故に、等活大地獄と云はるるなり。そこに於ては、苦惱して堪えず、粗暴にして厳しく、不快にして命を断たしむる無量の残余の業の危害あり。此の如く、彼方此方に於て闘諍し、悲嘆し、諸人は人を殺戮し、年は千俱胝 (koti) にして、殺戮に殺戮を重ね更に生ずるなり、と云はるるなり。

14-4. 黒縄地獄

[95b4] 「父母、仏陀、諸声聞を瞋恚せんには、黒縄大地獄中にて苦惱を受けて享受するなり」

[95b4] 黒縄 (kārasūtra) と云はるる大地獄は、云何の故にか黒縄大地獄と云はるるや。曰はく、黒縄大地獄に生じ、普く生じ、生起し、普く生起し……乃至……転出せる有情あり、彼等有情には、その惡・不善なる業の異熟の為に、地獄の獄卒等は〔彼等〕有情をして、熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃して一火聚を成せる (ekaj-vālibhūta) 鉄の敷地に仰臥せしめ、鉄の縄を以て縛し、熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃して一火聚を成せる鉄の斧 (ksu-rapra) を以て切断し、甚だしく切断し、普く切断するなり。譬へば木匠 (taksaka) が沙羅樹 (sālavrksa) を横たへて縄を以て縛し、斧を以て切断し、甚だしく切断し、普く切断するが如く、地獄の極卒等は彼等有情をして、熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃して一火聚を成せる鉄の敷地に仰臥せしめ、鉄の斧を以て切断し、甚だしく切断し、普く切断するなり。

[96a2] 更に又、黒縄大地獄に生じ、……乃至……転出せる有情あり、彼等有情のその惡・不善なる業の異熟の為に、地獄の獄卒等は彼等有情をして、熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃して一火聚を成せる鉄の敷地に仰臥せしめ、鉄の縄を以て縛し、熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃して一火聚を成せる鉄の鍔斧 (kuthā-rika) を以て切断するなり。譬へば木匠が沙羅樹を横たへて縄を以

て縛し、鉄斧を以て切断するが如く、地獄の極卒等は彼等有情をして、熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃して一火聚を成せる鉄の敷地に仰臥せしめ、鉄斧を以て切断する、と云はるること前の如し。

[96a7] 更に又、黒縄大地獄に生じ……乃至「転出せる有情あり」までは前の所説の如し……その惡・不善なる業の異熟の為に、地獄の獄卒等は彼等有情をして、熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃して一火聚を成せる鉄の敷地に於て頭を下方に向けて置き、鋸(krakaca)を以て、二片、或は三片、或は無量片に挽き截るなり。譬へば木匠が沙羅樹の頭を下方に向けて置き、鋸を以て、二片、或は三片、或は無量片に挽き截るが如く、彼等地獄の極卒等は彼等有情をして、熾燃せる鉄の敷地に於て頭を下方に向けて置き、二片、或は三片、或は無量片に挽き截る、と云はるること前の如し。

[96b3] 更に又、黒縄大地獄に生じ、……乃至……転出せる有情あり、彼等有情のその惡・不善なる業の異熟の為に、地獄の獄卒等は彼等有情をして、熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃して一火聚を成せる鉄の鎖を以て頭を縛し、頭を縛して頸を縛し、頸を縛して両肩を縛し、両肩を縛して両手を縛し、両手を縛して両脇を縛し、両脇を縛して臂を縛し、臂を縛して両腿を縛し、両腿を縛して両脛を縛し、両脛を縛して両踝を縛し、両踝を縛して両甲を縛し、両甲を縛してその鎖の尖端を執り、指の上爪をも剥がし、彼等有情の一切の皮と肉と血等を取り出すなり。此の如き等のそれより他の諸危害も又説かるるなり。それらの抗し難きことと、それ等の花と、それ等の果と、其れ等の伝播することとを以ての故に、黒縄大地獄と云はるるなり。そこに於ては、苦惱して堪えず、粗暴にして厳しく、不快にして命を断たしむる無量の残余の業の危害も又あり。此の如く、作すべきに非ざることを作し、諸人の親交を不和ならしめ、誑言と虚言と瞞着するものは黒縄に生ずるなり、と云はるるなり。

[97a4] 中間總頌 (antaroddāna) に [曰く] 「剣と小刀と湾刀と爪と短鎧と鎧と斧と鉄斧と鋸と鎖と四等とは黒縛なり。三惡業を作し、三善を作さざる惡慧（悪心）は衆合地獄に詣りて苦惱を享受するなり」

14-5. 衆合地獄

[97a5] 衆合 (samghāta) と云はるる大地獄は、云何の故にか衆合大地獄と云はるるや。曰はく、衆合大地獄に生じ、普く生じ、生起し、普く生起し、到達し、顕現し、転出せる有情あり、彼等有情には、その惡・不善なる業の異熟の為に、無量由旬、無量百由旬、無量千由旬、無量百千由旬ある鉄の敷地が生起するなり。その時、彼等有情は住処を求め、衛護を求め、出離の機会を求めて其処を疾走し、其処を普く疾走し、其処を普く激しく疾走して、彼等は其処に於て一処に集合するなり。無量百、無量千、無量百千〔の有情等〕集合せる時、彼等の住せる上方に鉄の網は顕れ、彼等有情に打掛かり、悉く打掛かり、普く悉く打掛かるなり。覆ひ、普く覆ひ、普く悉く覆へるに、彼等の住せる上方に鉄の鎧 (mudgara) は顕れ、彼等有情を制圧し、悉く制圧し、普く悉く制圧するなり。制圧し、悉く制圧し、普く悉く制圧して、殺戮し死せる時、傍に消失するなり。彼等は此の如き仕方にて、無量歳、無量百歳、無量千歳、無量百千歳を苦惱して堪えず、粗暴にして厳しく、不快にして命を断たしむる諸受 (vedanā) を受く。そは地獄を受くべきその惡・不善業の次第より免れ、滅尽することなき限り止まざるなり。

[97b6] 更に又、衆合大地獄に生じ……乃至「転出せる有情あり」までの如し……彼等有情には、その惡・不善なる業の異熟の為に、無量由旬、無量百由旬、無量千由旬、無量百千由旬ある鉄の敷地が生起するなり。その時、彼等有情は住処を求め、衛護を求め、脱出の機会を求めて其処を疾走し、其処を普く疾走し、其処を普く激しく疾走して、彼等は其処に於て一処に集合するなり。……乃至「無量

百千〔の有情等、集合せる時〕」まで前の如し……彼等の住せる上方に鉄の網は顕はれ、彼等有情に打掛かり、悉く打掛かり、普く悉く打掛かるなり。その時、彼等の住せる上方に諸象は顕れ、彼等有情を蹂躪し、悉く蹂躪し、普く悉く蹂躪するなり。蹂躪し、悉く蹂躪し、普く蹂躪し、普く悉く蹂躪して、殺戮し死せる時、傍に消失するなり。彼等は此の如き仕方にて、無量歳……乃至「免れ、滅尽することなき限り〔止まざるなり〕」まで前の如きなり。

[98a4] 更に又、衆合大地獄に生じ……乃至「転出せる有情あり」まで前の如し……彼等有情のその惡・不善なる業の異熟の為に、地獄の獄卒等は〔彼等を〕捕へて鉄の臼中に入れ、鉄の杵（musala）を以て迅速に搗き、悉く搗き、普く悉く搗くなり。譬へば諸人ありて臼に米穀を盛り、杵を以て迅速に搗き、悉く搗き、普く悉く搗くが如く、彼等地獄の獄卒は、彼等有情を鉄の臼中に入れ、鉄の杵を以て……乃至「普く悉く搗く。彼等は此の如き仕方にて、無量歳〔無量百歳、無量千歳云々〕」と云はるるまで広説せるなり。

[98a8] 更に又、衆合大地獄に生じ……乃至「転出せる有情あり」までは広説の如し……彼等地獄の獄卒等は、彼等有情の身を鉄の匣中に入れ、鉄の杵を以て搗き、悉く搗き、普く悉く搗くなり。譬へば諸人ありて白粉（makkola）を匣中に盛りて、搗き、悉く搗き、普く悉く搗くが如く、彼等地獄の獄卒は、彼等有情を鉄の臼に入れ、鉄の杵を以て……と云はるるより「免れ、滅尽することなき限り〔止まざるなり〕」までは前の如し。

[98b3] 更に又、衆合大地獄に生じ……乃至「転出せる有情あり」までは前に広説せるが如し……〔彼等〕地獄の獄卒等は、彼等有情を捕へて鉄の歯車（yantra）中に入れ、圧搾し、悉く圧搾し、普く悉く圧搾するなり。譬へば諸人ありて甘譖（iksu）等を歯車中に入れ、圧搾し、悉く圧搾し、普く悉く圧搾するが如く、地獄の獄卒等は彼等有情を捕へて鉄の歯車中に入れ……と云はるるより「普く悉く圧

擣するなり」までは〔前説の如くにして……〕彼等は此の如き仕方にて、無量歳、無量百歳、無量千歳、無量百千歳を苦惱して堪えず、粗暴にして厳しく、不快なる諸受（vedanā）を受く。そは地獄を受くべきその惡・不善業の次第より免れ、滅尽することなき限り止まざるなり。

[98b8] (Cf. 『大毘婆沙論』卷 150 [T. 764b24-26]) 更に又、衆合大地獄に生じ、普く生じ、生起し、普く生起し、……乃至……転出せる有情あり、彼等有情のその惡・不善なる業の異熟の為に、無量由旬、無量百由旬、無量千由旬、無量百千由旬の甚大なる諸山あり。上方は平坦にして可愛、下方には血を噴出せしむる鉄あり。その時、彼等有情は其処を疾走し、激しく疾走し、其処を普く疾走して、住処を求め、衛護を求め、出離の機会を求めて、彼等は其処に於て一処に集合するなり。無量百……乃至広説（無量千、無量百千の有情等集合せる時）…その時其の山は彼等有情の上に落下し、彼等有情を圧潰し、悉く圧潰し、普く悉く圧潰するなり。圧潰し、悉く圧潰し、普く悉く圧潰して殺戮し、殺戮し死せる時、傍に消失するなり。彼等は此の如き仕方にて、無量歳、無量百歳……乃至広説せり。

[99a5] 更に又、衆合大地獄に生じ、普く生じ、……前の如し……有情あり、彼等有情のその惡・不善なる業の異熟の為に、無量由旬、無量百由旬、無量千由旬、無量百千由旬なる山間峡谷（dari）あり。その時、彼等有情は其処を疾走し、激しく疾走し、……と云はるるより「出離の機会を求めて、一処に集合するなり」と云はるるまでは前の如し。彼等はその中に入りて、乃至、無量百、〔無量千、無量百千の有情〕中に入る。その時、かの山間峡谷はさらに裂け、彼等有情は恐懼に身毛を逆立てるなり。それより彼等有情は恐懼して疲労し、身毛は逆立ち、一処に集合するなり。無量百、無量千、無量百千の有情等集合せる時、その時、かの山の双面はまた接合し、彼等有情を圧搾し、悉く圧搾し、普く悉く圧搾するなり。圧搾し、

悉く圧搾し、普く悉く圧搾して、殺戮し死せるとき、再び裂けるなり。彼等は此の如き仕方にて、無量歳……乃至広説せり。

[99b3] 更に又、衆合大地獄に生じ、普く生じ、生起し、普く生起し、……乃至……転出せる有情あり、彼等有情のその惡・不善なる業の異熟の為に、その鉄の敷地中に無量由旬の森は生起するなり……乃至……その時、彼等有情は其処を疾走し、其処を普く疾走し、其処を普く激しく疾走すること、前に広説せるが如し。彼等はその中に入りて、乃至、無量百、〔無量千、〕無量百千の〔有情等〕は中に入る。その時、彼等の止住せる処の下と上と四方とに火焔は生起し、彼等有情は恐懼に身毛を逆立てるなり。その時、彼等有情は恐懼して疲勞し、身毛は逆立ち、一処に集合するなり。無量百、〔無量千、無量百千〕の〔有情等〕集合せる時、云々は〔前に〕広説せるが如し。その時、それら大火焔は敷地を悉く熾燃せしむるなり。敷地を悉く熾燃せしめて森林を熾燃せしむるなり。森林を悉く熾燃せしめて彼等有情を悉く熾燃せしむるなり。その時、彼等有情は〔其処が〕熾燃し、悉く熾燃し、普く悉く熾燃し、熾燃して一火聚を成せしが故に東方へと疾走せんも亦、火焔のみを蒙り、応に南方と西方と北〔方〕とに疾走せんも亦、火焔のみを蒙りて堪へ得ざる苦痛を与へるなり。〔彼等は〕此の如き仕方にて、無量歳……乃至……〔無量百千歳を〕苦惱して堪えず、粗暴にして厳しく、不快なる諸受を受く。そは地獄を受くべきその〔惡・不善〕業の次第より免れ、滅尽することなき限り〔止まざるなり、と云はるる〕まで前の如し。

[100a3] 牡牛、山羊、羊、水牛、鹿、猪、寒鴉、此の如き異類は命を絶たんに衆合〔地獄〕にて抑圧せられるなり、と云はるるなり。

[100a4] 総頌に〔曰く〕「敷地と鎌と匣と歯車に入れることと山、および山間渓谷と森等によりて衆合〔地獄〕は危害が加えられるなり」此の如き等の無量の危害が説かるるなり。それらの抗し難きことと、それ等の花と、それ等の果と、それ等の伝播することとを以ての故

に、衆合大地獄と云はるるなり。そこに於ては、苦惱して堪えず、粗暴にして厳しく、不快にして命を断たしむる無量の残余の業の危害等も又あり。

(『世間施設』第8卷了、第14章は続く)